

部会ニュース「7-55」を発行しました。

※Web サイト「[さくら草ネット](#)」においても、公開しています。

▼目次

1. 介護事業経営概況調査を報告、24 年度赤字の事業所は 37.5% 厚労省
 2. 医療・介護等支援パッケージ、介護等分に 3,281 億円を計上 厚労省
 3. 介護保険改革、利用者 2 割負担の対象範囲拡大に具体案示す 厚労省
-

1.介護事業経営概況調査を報告、24 年度赤字の事業所は 37.5% 厚労省

- ・厚生労働省は 26 日、「2025 年度介護事業経営概況調査」の結果を、社会保障審議会・介護給付費分科会の介護事業経営調査委員会に報告した。24 年度決算で赤字となった事業所は全サービス平均で 37.5% となった。
- ・介護事業経営概況調査は、各サービス施設・事業所の経営状況を把握し、次期介護保険制度の改正および介護報酬改定に必要な基礎資料を得ることを目的として実施された。調査では、全ての介護保険サービス（全 22 サービス）における、23 年度および 24 年度の決算が対象となった。無作為抽出法により選ばれた 1 万 7,528 施設・事業所のうち、8,099 施設・事業所から有効回答（有効回答率：46.2%）を得た。
- ・24 年度の税引前収支差率（物価高騰対策関連補助金を含まない）は全てのサービスが黒字となり全体の平均は 4.7% だった。施設系サービスでは、「介護医療院」の 3.5%（対前年度比 0.7 ポイント減）の収支差率が最高となった。居宅系では、「訪問リハビリテーション」の 10.8%（1.0 ポイント減）が、地域密着型サービスでは、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の 13.4%（1.2 ポイント減）が最も高かった。
- ・24 年度決算における赤字・黒字事業所数の割合をみると、全サービスで黒字の割合が赤字を上回り、全サービス平均では赤字 37.5% に対し黒字は 62.5% だった。黒字の割合が最も高いのは、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」で 79.4%、次いで「訪問リハビリテーション」の 79.0% だった。一方、赤字の割合が最も高いのは「介護老人保健施設」で 49.3% となった。
- ・各サービスの事業収入に対する給与費の割合では、「居宅介護支援」の 76.2% が最も高く、最も低いのは「福祉用具貸与」の 31.5% だった。

※詳細は下記資料をご参照ください。

○第42回社会保障審議会介護給付費分科会介護事業経営調査委員会資料

令和7年11月26日（水）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_66028.html

2.医療・介護等支援パッケージ、介護等分に3,281億円を計上 厚労省

- ・厚生労働省は2025年度補正予算案の「医療・介護等支援パッケージ」で、介護・福祉などの分野に3,281億円を計上した。内訳は、介護分野が2,721億円、障害福祉分野が453億円など。介護分野における物価上昇・賃上げなどへの支援には1,920億円を充て、介護職員の賃上げや職場環境改善支援を実施し介護サービスに必要な人材確保を目指す。
- ・介護従事者への賃上げでは幅広く月1万円の支援を実施。生産性向上や協働化に取り組む事業者の介護職員には月0.5万円を上乗せする。さらに、「処遇改善加算」を取得し、職場環境改善を計画し実施する事業者の支援も行う。支援金は人件費に充てることも可能とし、人件費に充てた場合は、介護職員に対し月0.4万円の賃上げに相当するとしている。合計すると介護職員1人当たり最大で月1.9万円の賃上げが可能になる。
- ・月1万円の賃上げは、「処遇改善加算」の対象サービスでは加算を取得している事業者、対象外サービス（訪問看護、訪問リハ、居宅介護支援など）では処遇改善加算に準ずる要件を満たすか、または満たす見込みのある事業者が対象となる。
- ・生産性向上や協働化では、処遇改善加算の取得に加え、▽「ケアプランデータ連携システム」に加入か加入見込みのある訪問、通所サービスなど▽「生産性向上加算I」または「同加算II」を取得か取得見込みのある、施設・居住サービス・多機能サービス・短期入所サービスなどーの要件を満たす事業所が対象となる。
- ・対象期間は25年12月から26年5月までの半年間で、この期間の賃上げ相当額が支給される。
- ・同支援パッケージにおける介護分野では、賃上げ・職場環境改善のほかに▽介護事業所・施設のサービス継続に対する支援：510億円▽介護テクノロジー導入・協働化・経営改善等に対する支援：220億円▽訪問介護・ケアマネジメントの提供体制確保に対する支援：71億円などが計上された。

- ・また、福祉分野では、障害福祉分野における賃上げに対する支援が 439 億円、介護テクノロジー導入支援に 6.0 億円、さらに人材確保・生産性向上の「サポート促進事業（都道府県等実施分）」に 5.6 億円、「サポート拠点整備事業（国実施分）」に 3.3 億円を投じ支援を実施する。

※詳細は下記資料をご参照ください。

令和 7 年度厚生労働省補正予算案の概要

<https://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/25hosei/index.html>

3.介護保険改革、利用者 2 割負担の対象範囲拡大に具体案示す 厚労省

- ・厚生労働省は介護保険の能力に応じた負担で「一定以上所得」、「現役並み所得」の判断基準を整理し、1 日に開催された社会保障審議会・介護保険部会で介護保険における利用者の 2 割負担の対象範囲拡大に関する具体案を示した。
- ・厚労省は、2 割負担の対象範囲について、現行の年金収入とその他の所得金額の合計による基準 280 万円（夫婦 346 万円）に対し、260 万円（同 326 万円）、250 万円（同 316 万円）、240 万円（同 306 万円）、230 万円（同 296 万円）の 4 つのパターンを提案した。また、所得基準の拡大に伴う急激な負担増を抑制するため、(1) 当分の間、新たに負担増になる人に、負担増の上限（月 7,000 円）を設定 (2) 預貯金等が一定額未満の人は申請により 1 割負担に戻すの 2 つの配慮措置案も同時に示した。
- ・同省が示した配慮措置案を組み合わせた財政効果の試算によると、配慮措置（1）で合計所得金額 230 万円の場合、給付費は約▲210 億円、保険料は約▲100 億円となり、影響者数は約 35 万人に上るとしている。
- ・利用者の 2 割負担の範囲拡大については、賛否が分かれた。
- ・鳥鴻美夏子委員（全国健康保険協会理事）は介護保険制度の持続性を確保する観点からなるべく多くの対象者が一定以上の所得となるよう、所得要件を設けるべきとの考えを示した。伊藤悦郎委員（健康保険組合連合会常務理事）も「対象者は可能な範囲で最大限拡大すべき」とし、厚労省の示した合計所得 230 万円（所得上位 30%）まで範囲を見直す意見を述べた。幸本智彦委員（日本商工会議所社会保障専門委員会委員）は「能力に応じた負担の強化は避けて通れない」との見解を示し、厚労省の提案を現時点で取り得る現

実的な改革案として「合理的」と評価した。

- ・平山春樹委員（日本労働組合総連合会生活福祉局局長）は2割負担を拡大する案に反対の立場であることを明確に示し、「物価高騰が続く現状では利用者への影響が大きい。2割負担の拡大を行わず従来通りの1割負担を基本とすべき。公費などの見直しで財源確保を検討することも必要」とした。和田誠委員（認知症の人と家族の会代表理事）も範囲拡大には「強く反対する」と言及。江澤和彦委員（日本医師会常任理事）は将来的に検討すべきこととした上で、「物価高騰・インフレ下の今、行うタイミングではない」と述べ、対象となる人の生活に与える影響を慎重に検討する必要性を訴えた。
- ・また、配慮措置については、自治体における事務負担の増加への懸念の声が多数上がり、鳥潟委員は（1）案が「現実的」との考えを示し、「（2）案を採用する場合は、預貯金額の正確な把握と事務負担の軽減が両立できるよう配慮が必要」と言及した。

※詳細は下記資料をご参照ください。

○第130回社会保障審議会介護保険部会の資料について

令和7年12月1日（月）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_66495.html